

資料提供  
平成27年8月31日  
課名:労働委員会事務局  
担当者:森, 福田  
内線:5162  
直通電話:082-513-5162

## 「労働紛争解決のためのセミナー&相談会」の開催について

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の方の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、改正パートタイム労働法が施行されました。今後のパートタイム労働者の方の雇用に関する課題を考える上で、労使双方どちらにも有意義な内容のセミナーです。

また、同日、合同の相談会を実施し、各機関のノウハウを活かして、労働トラブルで困っている方の相談をお受けします。

この事業は、個別労働関係紛争解決制度の周知月間(10月)に合わせ、県内の個別労働紛争処理を行う機関で構成する労働紛争解決ネット広島(下記参照)が、共同・連携して実施するものです。

### 1 日 時, 場 所

- (1) 日 時 平成27年10月13日(火) 13:30~16:30
- (2) 場 所 広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室ほか

### 2 内 容

#### 労働紛争解決のためのセミナー (13:30~16:30)

##### (1) 基調講演

「改正パートタイム労働法とパートタイム労働者の待遇格差の是正」

講 師 <sup>ありた けんじ</sup> 有田 謙司 氏 西南学院大学法学部教授, 山口県労働委員会会長代理

##### (2) 説 明

「パートタイム労働者とのトラブル防止のために」

～雇用管理のポイントと自主点検の実施について～

説明者 <sup>おしだに よしのり</sup> 押谷 美憲 氏 社会保険労務士事務所 オフィス アシスト 社会保険労務士

#### 労働トラブルの相談会 (13:30~16:30)

関係機関の経験豊富な専門家(弁護士, 社会保険労務士等)が、直接、労働者・使用者からの相談に応じる(無料)。

【労働トラブルの例】 職場での解雇・雇止め・賃下げ・いじめなど

#### 労働紛争解決ネット広島(労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会)とは

個別労働紛争の解決のための制度は、司法機関, 行政機関, 民間団体等において、それぞれ運用されているが、個別労働関係紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすくするとともに、各制度が紛争の解決に向けてより有効に機能するため、各制度を運用している機関・団体により設置された協議会である。

##### (構成機関)

広島労働局(総務部企画室, 雇用均等室)・日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス)  
広島県商工労働局・広島県労働委員会・社労士会労働紛争解決センター広島・広島弁護士会

\*\* 当日は取材にも対応いたします。 \*\*

# 労働紛争解決のためのセミナー & 相談会

期 日

平成27年10月13日(火) 13:30~

入 場 無 料  
先 着 順 受 付

場 所

広島合同庁舎 (広島市中区上八丁堀6-30) 裏面参照

## ● 労働紛争解決のためのセミナー 定員 100名

★時 間 13:30~16:30

★会 場 広島合同庁舎1号館附属棟 2階 大会議室 (裏面参照)

### 【基調講演】

「改正パートタイム労働法とパートタイム労働者の待遇格差の是正」

〔講 師〕 ありた けんじ  
**有田 謙司 氏** 西南学院大学法学部教授  
山口県労働委員会会長代理

### 【説 明】

「パートタイム労働者とのトラブル防止のために」

～雇用管理のポイントと自主点検の実施について～

〔説 明 者〕 おしだに よしのり  
**押谷 美憲 氏**

社会保険労務士事務所 オフィス アシスト 社会保険労務士

## ● 相談会

要事前予約  
無 料  
秘密厳守

★時間 13:30~16:30

★会場 広島合同庁舎内会議室

労働者と事業主との**様々な労働関係のトラブル**について経験豊富な専門家(弁護士、社会保険労務士等)が相談に応じます。

(パートタイム労働法関係にかかわらず、あらゆる種類の労働相談をお受けします！)

一人当たりの相談時間：1時間程度

- ※ 労働者又は事業主のどちらからの相談もお受けします。
- ※ 相談対応の可否、時間・場所等は、後日、連絡します。  
相談内容により適当な専門機関を紹介する場合があります。

### ■ 申込方法 ■

参加ご希望の方は、裏面の  
「参加申込書」により申し込みを。

### ◇ 主 催 ◇

労働紛争解決ネット広島

広島労働局総務部企画室

広島労働局雇用均等室

日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス)

広島県商工労働局

広島県労働委員会

社会保険労務士会労働紛争解決センター広島

広島弁護士会

## セミナー&相談会参加申込書

○申込期限：セミナー：9月30日(水)  
 相談会：9月30日(水)

企業・団体名・個人名			
	連絡先	( ) -	担当者(名字のみ)

※ セミナー・相談会のいずれか一方のみの参加も可能(匿名の場合は、A, B, C等で表示)

	参加者名字のみ(匿名可)	参加者名字のみ(匿名可)	参加者名字のみ(匿名可)
セミナー			
相談会	相談者氏名 相談したい内容 (相談内容により、適当な専門機関を紹介する場合もあります。)		

- ※ この参加申込書の個人情報、本セミナー等に関する出席確認、連絡のために使用し、他の目的には一切使用することはありません。
- ※ セミナーは、定員に達した場合、締め切らせていただきます。定員を超えた場合のみ、御連絡します。
- ※ 相談会については、相談対応の可否、具体的な時間・場所等を連絡します。  
 なお、当日対応できない場合は、後日、可能な範囲で構成機関が対応いたします。

《お問合せ・申込先》

広島労働局総務部企画室 (〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30)

(TEL) 082-221-9240

(FAX) 082-221-9290

